

改正農地法成立

借地規制を緩和、改正の5つのポイント

農地を借りる規制を大幅に緩和する改正農地法が、去る6/17参院本会議で可決した。食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、耕作者自らが所有することを最も適当としてきた制度を改め、将来にわたって国内の農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用が図られるよう、農地の転用規制の見直し 農地の権利移動・貸借についての許可基準の見直し 農地の利用集積を図る事業の創設等、農地の有効利用を促進する為これらの農地制度の見直しを行った。また、農地の相続税の納税猶予制度について、現行では自ら営農を行わない限り認められないものを、一定の貸付けの場合にも適用する見直しも行った。改正のポイントは右図の5つ。

改正法では1952年の制定以降、戦前の地主制度が復活しないように明記してきた「耕作者による農地の所有が最も適当」との文言を初めて削除した。企業の農業参入に大きく道を開く、農政の大転換である。政府は、耕作放棄地の増大に歯止めをかけ、企業が借りられる農地を耕作放棄地に限定せず、優良な農地も利用できるようにし、国内農業の活性化に繋げたい考えだ。このように大幅な規制緩和する一方で、農地を違反転用した企業への罰金は、最高300万円から1億円に引き上げた。12月に施行の見通しである。

経済のグローバル化が進展するなか、「経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体」を育成するため、農用地利用増進法の抜本的改正を中心に、農地法、農協法など七つの関連法も改正され、新たに農業経営基盤強化のための関係法律の整備に関する法律『農業経営基盤強化促進法』が制定された。さらに、中山間地域をはじめ、農村地域対策を推進するため、『特定農山村地域活性化法』が制定され、これらは、農地利用の促進による地域活性化と、農地利用の流動化の促進による日本農業の構造改善の推進を旨としたものといえる。

経済のグローバル化が進展するなか、「経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体」を育成するため、農用地利用増進法の抜本的改正を中心に、農地法、農協法など七つの関連法も改正され、新たに農業経営基盤強化のための関係法律の整備に関する法律『農業経営基盤強化促進法』が制定された。さらに、中山間地域をはじめ、農村地域対策を推進するため、『特定農山村地域活性化法』が制定され、これらは、農地利用の促進による地域活性化と、農地利用の流動化の促進による日本農業の構造改善の推進を旨としたものといえる。

主たる改正内容は

主たる改正内容は、(1)農地の権利取得の上限面積(都府県3ha、北海道12Ha)を廃止し、あわせて下限面積(都府県3反歩、北海道2ha)を引き上げて経営規模の拡大を図る。(2)農業生産法人の要件を緩和しその促進を図る。(3)借地による農地流動化を促すため、賃貸借についての従来の規制を緩和する。小作料の最高額統制を廃止し、小作料の変更請求をしやすくするなど、地主側の権利を強めて農地を貸しやすくする。(4)農地流動化を促進するため、農業協同組合による経営受託事業や農地保有合理化法人による保有合理化学業を導入する等である。

今まで、農地法をすりぬける形での「請負」による経営や、小面積の耕地の授受が進行し、農業生産の担い手として農業生産法人をはじめ、法人が登場してきたが、こういった新たな状況をふまえて、農地法の根幹は維持しつつそれを手直しし、農地の流動化を促進し、農業構造の改善による経営の効率化・近代化を図ることが農政にとって重要な課題になってきたのである。零細な農業経営の体制を「構造改善」することが、農政にとって重要課題である。所有から利用への転換、誰でも自由に農地を借りることができるようになったため、農業法人等の動きが益々活発になることが予想される。

一方で、農地を借りる企業は、経営陣の1人以上が農業に常に従事する義務を負う規定を設け、一定の歯止めをかけた。農業を主な業務とし、農地を所有できる「農業生産法人」に対する企業の出資は、1社当たり10%以下に規制していたが、企業の技術や販売網を生かす「農商工連携」の実現を条

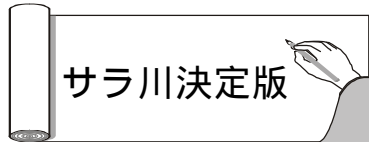
(次ページへ続く)

改正の5つのポイント
 企業が借りる農地を、市町村が指定した区域に限る規制を撤廃
 法律の目的を農地の所有から有効利用へと変更
 農業生産法人への出資規制を緩和(50%未満)
 農地を借りられる期間を50年に延長
 農地を借りる企業は、経営陣の1人以上が農業に常に従事

件に50%未満に緩和した。また、企業による農地の所有規制は維持し、農業生産法人の条件を満たす必要があるとした。農地を借りて農業に参入した企業は、昨年9月までの過去6年間で320社。同法の成立を受け、ますます農業法人の増加が予想されるが、いずれにしても、消費者に信頼される食品産業者としての「農業生産法人」が望まれる。

第46回全肥商連全国研修会開催

第46回全肥商連全国研修会が7/2～3「新潟東映ホテル」で開催される。地元から新潟大学の大山卓爾農学部長の講演「これからの農業のポイント」。面白そうなのは、補助金活用の新プロジェクトの事業化を得意としている農商工連携の普及で大活躍の「株式会社びいと六十」斉藤温文社長の講演「農商工連携の新しい取組みと方向」だ。翌日も基調講演として「米の健康評価と新規事業」、健康市場のトレンド(日経ヘルスブルミエ西沢編集長)、新潟県コメ粉研究会で行なったコメの機能性データ整備及び消費者調査に基づくコメ粉の可能性に対して、生産サイドである農業生産者と生産者を支える肥料商が、それぞれの技術やノウハウを活かしてどのようなことができそうか、更にJGAPを実践している認証農場の方々とパネルディスカッションなど、情報提供も含め広く知識を習得するチャンスである。多くの方々の参加を期待したい。(申込は全肥商連/電話:03-3817-8880 FAX-8882)



第一生命の「第22回サラリーマン川柳ベスト100」より当紙が選んだ傑作首をお送りする。(川柳に使用されている文字・雅号は全てそのまま掲載しております) 第一生命「サラリーマン川柳」より抜粋

- このご時世を反映しています
- 我が社一 ナイスガイだが イスガナイ (椅子が無い)
- 何故わかる 私のイニシャル KYと (6年3組)
- 新人は 主張がないのが 自己主張 (オオイワシ)
- 夕方も ラッシュがあると 知る不況 (朝は激混)
- 言ってみたい 部長に向かって「いうよねえ」 (頑張るな愛)
- 健康と節約は密接な関係の様です
- もつたいたい しまったままが 勿体ない (りおばんだ)
- タスポなく コンビニ入り 無駄使い (信濃ポエマー)
- まだ来ない・・・ カネは天下を まわるはず (ブリ大根)
- カカア天下は家庭円満の秘訣なのでしょうが
- しゅうち心 なくした妻は ポーニヨポニヨ (オーマイガット)
- 妻が聞く ウソの単位は バレルなの (センのヒネりん坊)
- 連立を 組もうとポチに 言ってみる (むしる旗)
- 政権を 奪回できぬ うちの父 (北斗)
- 妻からは いつも低額 交付金 (毎日が酔醒日)
- 面と向っては恥ずかしくて言えないので・・・
- お父さん ほんとはいつも ありがとう (すかつしゅ)
- 里帰り おふくろの味 五つ星 (天童ラフランス)
- ステキなら テ抜きされても スキな人 (男心)

これからの季節、熱中症に注意が必要です。前日より急に温度があがった日や、温度が低くても多湿であれば起こりやすくなります。屋外だけでなく、屋内でもご注意を。

編集局長：小田原次洋 アシスタント：助川尚子

電話：03-5802-2011/E-mail：journal@mcagri.co.jp URL http://www.mcagri.jp